

## 小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて

平成 27 年 11 月 26 日  
藤沢市計画建築部建築指導課

「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」（平成 27 年 2 月 27 日国住指第 4544 号）における「小規模な倉庫」とは、奥行が 1 m 以下かつ高さが 2.3 m 以下で、床面積が 2 m<sup>2</sup> 以内の規模とし、かつ、建築基準法第 42 条に規定する道路内に設置されていないものとする。

### （解説）

上記は、技術的助言の主旨をふまえ、内部に人が立ち入らずに外部から荷物の出し入れを行うことができる規模を示したものである。また、この技術的助言が「災害に強いまちづくりの推進」という社会的背景を勘案して発出されていること、市内に法第 42 条第 2 項に規定する幅員 4.0 m 未満の狭あい道路が多数存在することから、避難及び通行の安全上支障となるもの（法第 42 条に規定する道路内）については設置できないこととした。

なお、小規模な倉庫の設置にあたっては、周囲の市街地環境への影響に留意し、一団の土地における複数の設置は避けること。また、転倒を防止するため、鉄筋コンクリート造等の基礎に緊結するよう努めること。

### 施行日

この取扱いは、平成 27 年 11 月 26 日から施行する。